

太陽光発電による余剰電力の地域循環型トレーサビリティ 実証事業に関する連携協定を締結しました －エネルギーの「地産地消」の見える化－

堺市では、国の脱炭素先行地域に選定された「堺エネルギー地産地消プロジェクト」の取組の一つとして、市内事業所の屋根に設置された太陽光発電の余剰電力を市有施設へ供給する「堺市版オフサイト PPA^{※1} 事業」を推進しています。

このたび、本事業を活用し、「太陽光発電による余剰電力の地域循環型トレーサビリティ^{※2} 実証事業に関する連携協定」を株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ及び学校法人慶應義塾と締結しました。

本連携協定では、発電と消費を時間単位で紐づけ・一致させることを重視する国際的な動向を踏まえ、現在検討が進められている国際基準に準拠した評価方法（アワリーマッチング）に基づく実証を行います。これにより、再生可能エネルギーの地産地消が見える化されることで、脱炭素に向けた取組の一層の推進をめざします。

※1 オンサイト（現地）ではなくオフサイト（外部）から太陽光発電設備等で発電した電力を、PPA（Power Purchase Agreement：電力購入契約）により調達する仕組み。

※2 太陽光発電により生じた電気がいつ・どこで発電され、消費されているか追跡可能な状態となっていること。

1 締結日

令和8年6月3日

2 締結先

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ（東京都港区虎ノ門 2-4-7 T-LITE15F）

代表取締役社長 秋田 智一 氏

学校法人慶應義塾 慶應義塾大学 新川崎先端研究教育連携スクエア（神奈川県川崎市幸区新川崎 7-1）

連携スクエア長 斎木 敏治 氏

3 主な連携内容

- ・堺市版オフサイト PPA 事業において、市内に設置された太陽光発電により生じる余剰電力に関するデータの活用に関すること
- ・発電及び消費の場所、量、時間を分かりやすく確認できる仕組みの実証に関すること
- ・市内における再生可能エネルギーの循環状況の見える化に関すること

4 参考

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズは、堺市版オフサイト PPA 事業の小売電気事業者であり、市内に設置された本事業に係る太陽光発電設備の余剰電力と市役所本庁舎の消費電力のデータを管理しています。

同社と学校法人慶應義塾 慶應義塾大学 未来光ネットワークオープン研究センターは、トレーサビリティ技術を活用した共同研究を実施しており、堺市を実証フィールドとしたい旨の申し出を受けて本協定を締結する運びとなりました。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：環境局 カーボンニュートラル推進部 脱炭素先行地域推進室 電 話：072-340-2095 ファックス：072-228-7063
----------------------------	--

太陽光発電による余剰電力の地域循環型トレーサビリティ実証事業 に関する連携協定書

堺市（以下「甲」という。）、株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ（以下「乙」という。）及び学校法人慶應義塾（以下「丙」という。）は、地域脱炭素化の推進及び再生可能エネルギー分野における新たな価値創出に資する実証事業の実施に当たり、相互に連携及び協力するため、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が主体となって推進する「堺エネルギー地産地消プロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）における取組をフィールドとして、乙の有する技術及び丙の有する学術的知見を活用し、甲、乙及び丙（以下「三者」という。）が連携して太陽光発電による余剰電力のトレーサビリティに関する実証事業を堺市内で実施することにより、再生可能エネルギーの付加価値向上及び地産地消の社会実装に向けた知見を得ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 三者は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携し、協力する。

- (1) 堺市内に設置された太陽光発電設備から生じる余剰電力に関する発電データ及び需要データの活用
 - (2) 発電場所、需要場所及び時間単位の電力需給を紐づけるアワリーマッチングに適合したトレーサビリティ技術の実証
 - (3) 地域内又は特定施設間における余剰電力循環の可視化及び評価
 - (4) 前各号の成果を活用した社会実装に向けた課題及び有効性の検証
 - (5) 本実証事業内容の見える化及び情報発信
 - (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事項
- 2 三者は、前項に掲げる事項を着実に実施するため、随時必要な協議を行い、具体的な実施内容及び実施方法については、別途三者の書面による合意により決定する。
- 3 三者は、前各項の事項の実効性を確保するため、必要な協力を行う。

（役割分担）

第3条 本実証事業における各者の役割分担は、次のとおりとする。

1 甲

- (1) 市有施設における実証フィールドの提供及び関係部局等との調整
- (2) 本実証事業に関する助言及び支援
- (3) ホームページやイベント等での本取組に対する情報発信

2 乙

- (1) 余剰電力データその他実証に必要なデータの提供
- (2) 本実証事業に用いるプラットフォーム及びシステムの構築並びに運用
- (3) 本実証事業全体の企画、実施及び取りまとめ
- (4) 見える化並びに情報発信のためのツール作成及びホームページやイベント等での情報発信

3 丙

- (1) トレーサビリティ技術、電力需給マッチング等に関する学術的知見の提供
- (2) 本実証事業の結果の分析及び学術的観点からの検証
- (3) 学会発表、論文等での情報発信

(情報の取扱い)

- 第4条 本実証事業に関連して取得又は共有される情報及びデータについては、関係法令を遵守し、適切に管理するものとする。
- 2 個人情報及び秘密情報については、目的外利用を行わず、第三者に開示又は提供してはならない。
- 3 前二項に関し必要がある場合は、別途協議の上、取り扱いを定めるものとする。

(成果の公表)

- 第5条 本実証事業の成果を公表する場合は、事前に三者で協議の上、その方法及び内容を決定するものとする。なお、三者は、正当な理由がない限り、本実証事業の成果の公表を拒否しないものとする。

(変更)

- 第6条 三者は、本協定の変更が必要と認められる場合には、相互に協議のうえ、適宜これを変更する。

(期間)

- 第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに三者いずれからも書面による申出がない場合は、本協定は同一条件で1年間自動的に更新されるものとする。

(協議事項)

- 第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた事項については、三者が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本協定締結の証として、本書3通を作成し、三者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年6月3日

甲 大阪府堺市堺区南瓦町3番1号
堺市
堺市長 永藤 英機

乙 東京都港区虎ノ門二丁目4番地7 T-LITE15F
株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ
代表取締役社長 秋田 智一

丙 神奈川県川崎市幸区新川崎7-1
学校法人慶應義塾
慶應義塾大学 新川崎先端研究教育連携スクエア
連携スクエア長 齋木 敏治